

平成 23 年度 第 7 回税制調査会議事録

日 時：平成 23 年 8 月 4 日（木）17 時 00 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから、税制調査会を開催いたします。

それでは、まず、税制調査会の開会に当たり、菅内閣総理大臣より御挨拶をいただきます。

○菅内閣総理大臣

久しぶりの税制調査会ということになります。先般、7 月 29 日には復興の基本方針を決定いたしました。これは言うまでもなく、被災地の意見を踏まえながら、今後、講ずべき具体的な施策、更には事業規模、財源など、本格復興に向けた政策の全体像を示したものであります。

この事業に必要な公費は、当初の 5 年間で少なくとも 19 兆円という数字を示しており、巨額な財源を必要としております。その財源については、国民の皆様の御理解を得るために、まず、歳出の削減と税外収入の確保に徹底的に取り組むことが必要です。また、当面、復興債を発行し、その償還の道筋をつけるための税制措置を講じる必要があります。

また、震災とは別ではありますけれども、同じ 7 月 29 日には B 型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針も閣議決定いたしました。その中で国が長期にわたって責任ある対応をとることや、必要な費用を国民全体で広く分かち合うことを方針として決定いたしました。

これら性格は異なりますけれども、2 つの国民的な課題に内閣としてしっかり対応することが迫られております。1 日も早い被災地の復興、これはまさに日本再生の要であり、急務であり、同時に B 型肝炎訴訟の全体解決に向けての対応も極めて重要でありまして、この税制調査会において大変大きな、重い課題でありますけれども、速やかに議論を開始していただき、会長である野田財務大臣を中心に精力的な調査、審議をいただくよう心からお願い申し上げます。どうかしっかりお願いします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

続きまして、野田会長、片山会長代行、玄葉会長代行、与謝野会長代行より御挨拶をいただきます。

初めに、野田会長、お願いします。

○野田財務大臣

総理のお話にもございましたとおり、先月の 29 日、復興対策本部におきまして復興の基本方針が定まりました。その中で復旧・復興に向けた財源として、税制措置につ

いて大きな方針が示されております。

すなわち、今を生きる世代で連帯し、負担を分かち合うという基本的な考え方に加えまして、基幹税などを多角的に検討すること。そして、13兆円の必要財源のうち歳出削減や税外収入の増収により確保される財源を3兆円と仮置きして、税制調査会での検討を進めること。復興債の償還期間は、集中復興期間や復興期間を踏まえて、今後検討することなどが示されております。

また、B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針においては、財源確保策として税制上の措置を行う旨が示されております。

今後、この税制調査会においては、これらの方針にのっとり、具体的な税目、年度ごとの規模等を組み合わせた複数の選択肢の策定、いわば与野党協議などにおける議論の素材となる、複数の具体案を策定する作業を進めていただくこととなります。

作業の進め方については、この後に五十嵐副大臣から御提案をさせていただくこととなりますが、1日も早い本格復興及びB型肝炎訴訟の全面解決に向けて、皆様の建設的な御議論をお願いしたいと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

次に、片山会長代行、お願いします。

○片山総務大臣

基本方針ができまして、これから被災地では自治体を中心になって、全面的な本格的な復興作業に入ります。そのためには、自治体にとってどういう財政支援が国から得られるのか、どういう枠組みがあるのかということを決めておく必要があります。

そのために、いわゆる第3次補正が急がれると私は思います。是非、早急に3次補正を編成する必要があると思います。そのためには、当然財源が必要でありまして、後顧の憂いなくといいますか、心置きなく本当に復興に専念していただくために、財源のめどを付ける手当をするということは、避けて通れない課題だと思います。

お話にありましたように税外収入でありますとか、既存の予算の見直しも当然ありますし、更にはやはり税というもの、税制というもので、これを裏打ちするということも当然出てくると思います。

その際、後世に先送りをしない、ツケを回さないという基本方針の下に税制も考える必要があると思います。是非、早めにこの税制調査会で審議、議論をしていただいて、被災地の復興が1日も早く成就できますように、その後方支援ということで税制の論議を深めていただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

次に、玄葉会長代行、お願いします。

○玄葉国家戦略担当大臣

復興財源の確保でありますけれども、これまでもお話がございましたが、まずは可能な限り歳出削減等を行うということで、民主党でも城島委員長の下で「財源検証小委員会」というものをつくって、昨日から連日、議論を展開中でございます。

昨日は政府保有株式、あるいは国有財産の話などを議論して、かなりいい提案、建設的な議論をしております。また、同時に特会なども含めてさまざまな議論をしっかりと集中的にやっていきたいと思っております。

ただ、歳出削減だけでこれからの復興財源を賄えるのかといえば、そうではないだろうというのも率直なところだろうと思っております。ですから、復興債を出すわけですが、その償還の道筋をしっかりと明らかにするために、税というものを考えていかななくてはいけないということだと思っております。

そのときに、私は政調でも申し上げておりますけれども、財政論だけではなくて経済論を併せて検討していただいて、経済との関係でどのような税目、あるいはどのような規模、どのような期間に負担をお願いするのが適切なのかということも併せて、この場で精力的な検討をしていただくのがよいのではないかと考えておりますので、皆さんによりしくお願い申し上げたいと思っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

次に、与謝野会長代行、お願いします。

○与謝野内閣府特命担当大臣

世界的に経済、財政、金融というのは密接不可分になっております。日本の財政も非常に厳しい局面に立たされているわけですし、政府に対する信認、また、日本の財政に対する信認という観点からも、税調で大所高所からの御議論をお願い申し上げたいと考えております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入りたいと思いますが、総理はこの後、御予定がございますので、ここで退席されます。

(菅内閣総理大臣 退室)

○五十嵐財務副大臣

カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、カメラマンの皆様は御退室をお願い申し上げます。

(報道関係者 退室)

○五十嵐財務副大臣

本日は「東日本大震災からの復興の基本方針」及び「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」と、これに関連する厚生労働省の税制要望について説明を受けるとともに、復興及びB型肝炎の財源確保に関する今後の進め方について議論を行い、最後に国民新党・新党日本からの御提案を聴取いたします。

まず、先月 29 日に東日本大震災復興対策本部において決定された、復興の基本方針について説明を聴取いたします。冒頭、平野大臣より御挨拶をお願いいたします。

○平野東日本大震災復興対策担当大臣

どうもお疲れ様でございます。私の方からは、総理並びに各閣僚の皆様からお話いただいた話とかなり重複するかと思いますが、冒頭、若干の発言をお許しいただきたいと思っております。

去る 7 月 29 日、復興対策本部におきまして、基本方針を決定いたしました。この基本方針におきましては、国による復興のための取組みの全体像を明らかにするとともに、復興に必要な財源については、歳出の削減、税外収入の増収等と併せて時限的な税制措置により確保することとしております。

また、税制措置の具体的な内容につきましては、本基本方針を踏まえまして、この税制調査会において検討いただき、具体的な税目、年度ごとの規模等を組み合わせた複数の選択肢をお示しいただくこととしております。その上で、政府・与党でさらなる検討を進めることとしております。

基本方針の内容につきましては、この後、事務方から説明をさせますけれども、歳出削減、税外収入の確保に関しましては、現在、与党において政府とともに精力的な御議論をいただいているところであります。

税制調査会におかれても、復興への道筋を確固たるものとするため、必要な財源の確保に向けた税制措置について精力的な御議論をいただきますよう、私からもお願いを申し上げます。今後とも、政府・与党一体となって財源の確保に向けた検討を進め、被災地の 1 日も早い復興に向けた取組みを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

後は、事務方に説明をさせます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、復興の基本方針に盛り込まれました復興の事業の規模や財源確保の考え方などについて、復興対策本部事務局の佐川次長より説明をお願いいたします。

○佐川東日本大震災復興対策本部事務局次長

復興対策本部事務局次長の佐川でございます。お手元でございます横長の、東日本大震災復興対策本部事務局の資料で御説明いたします。

1 枚おめくりいただきますと目次がございます。この目次は上から時系列に並べて

おりますが、最初が東日本大震災復興基本法、6月24日公布で衆法と書いてございますけれども、議員立法でございますして、民主、国民新党、自民、公明など各党の賛成により成立しておる法律でございます。

2つ目が、構想会議より、その法律の翌日、25日の土曜日にいただきました復興への提言でございます。総理からはその提言を最大限尊重して、基本方針を策定するように指示をいただいております。

3つ目が、その基本法に基づいて復興の基本方針が先週7月29日に対策本部において決定したところでございます。

以下、参考資料につきましては3党合意と以下のような資料を付けさせていただきますが、基本的な説明は上の3つについて説明をさせていただきます。

2ページ、復興基本法の関連する条文をこれから紹介させていただきます。

3条の国の責務ですが、下線部分だけ読ませていただきます。国は東日本大震災復興基本方針を定め、これに基づき東日本大震災からの復興に必要な措置を講ずる責務を有する。

5条は国民の努力で、国民は相互扶助と連帯の精神に基づいて、被災者への支援その他の助け合いに努める。

7条が資金の確保でございます。1項に予算を徹底的に見直し、当該施策に係る歳出の削減を図ること。2項には、財投や民間資金の活用についても述べられております。

8条は復興債の発行でございます。国は別に法律で定めるところにより、復興債を発行する。2項、国は復興債についてはその他の公債と区分して管理するとともに、あらかじめその償還の道筋を明らかにするものとするというのが、法律でかたまっておるところでございます。

3ページは、構想会議からいただきました復興への提言でございます。

第2章(8)復興のための財源確保というパラグラフがございます。長いものですが、次のページをおめくりいただいて4ページでございますが、上の方だけ読ませていただきます。「復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し、負担の分かち合いにより確保しなければならない。政府は、復興支援策の具体化にあわせて、既存歳出の見直しなどとともに、国・地方の復興需要が高まる間の臨時増税措置として、基幹税を中心に多角的な検討を速やかに行い、具体的な措置を講ずるべきである。この点は、先行する需要を賄う一時的なつなぎとして『復興債』を発行する場合には、日本国債に対する市場の信認を維持する観点から、特に重要である」という御提言でございます。

最後5ページ、復興の基本方針。これが先週金曜日に本部決定をしたものでございますが、事業規模と財源関係のところだけ抜粋してさせていただきます。

5 ページの上の2が復興期間でございます。下線部のところでございますが、復興期間は10年間とし、復興需要が高まる当初の5年間を集中復興期間と位置づける。また、一定期間経過後に事業の進捗等を踏まえて、復旧・復興事業の規模の見込みと財源について見直しを行うとあります。

福島における原発事故から深刻な影響を受けた地域への対応については、時期や復旧の状況に応じ、所要の見直しを行うとございます。

4(3)事業規模と財源確保の①事業規模でございますが、27年度末までの5年間の集中復興期間の事業規模については、国・地方(公費分)合わせて少なくとも19兆円程度と見込まれる。また、10年間につきましては少なくとも23兆円程度と見込まれるとございます。

②財源確保に係る基本的な考え方でございますが、ここは提言にもありましたように、今を生きる世代全体で連帯し、負担を分かち合うことを基本とするとございます。

6 ページ、③集中復興期間中の復旧・復興事業に充てる財源の確保という項目がございます。5年間の財源につきましては、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや、さらなる税外収入の確保及び時限的な税制措置により、13兆円程度を確保するとございます。この意味は先ほど申しましたように、5年間で19兆円の事業規模でございますので、既に1次、2次の補正予算で手当をいたしました約6兆円の財源を引いた後が、19から6を引いて13兆円程度と書いてございます。

税制措置は基幹税などを多角的に検討するとございます。

④は財源確保の道筋とその使途の明確化でございます。一時的なつなぎとして発行する復興債については、従来の国債とは区分して管理する。その償還期間は集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討すると書いてございます。

7 ページ⑤、今後の進め方でございます。上記に基づいて平成23年度第3次補正予算の編成に合わせ、復興債の発行及び税制措置の法案を策定し、国会に提出すると書いてございます。

また、税制措置の具体的内容については8月以降、本基本方針を踏まえ、税制調査会において検討し、具体的な税目、年度ごとの規模等を組み合わせた複数の選択肢を東日本大震災復興対策本部に報告した上で、政府与党において改めて検討を行い、同本部において決定する。その決定に当たっては、平成23年度税制改正と併せて、与野党間の協議を呼びかけ合意を目指す。

注でございます。税制調査会における検討に当たっては、歳出削減及び税外収入の増収により確保される財源を、3兆円程度と仮置きして進めるとございます。

⑥は地方の復興財源の確保について書かせていただいております。

以上でございます。参考資料は別途まとめて御覧いただけたらと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見を承りますが、あらかじめ申し上げますけれども、今後の議論の進め方については後に議論することになっておりますので、今の説明の内容について、御質問等あればどうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

いつも細川大臣が基本方針のときに申し上げていたので、皆さん十分御承知だとは思いますが、6 ページにあります復興の基本方針の中の5年間の13兆円程度というところには、復興財源のために年金の2分の1のところからお貸しをしてある財源は入っておりませんので、その2.5兆円分を様々なところで野党も含めて話し合いがついた結果、入れるとなったときには、ここに2.5兆円が加わるということは念頭に置いた上で御審議いただきますように、くれぐれもお願いを厚生労働省から申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

今、御指摘の点でございますが、おっしゃるとおりでございます、今3党協議が行われております。この推移を見ながらまた検討させていただきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

財源の関係で、こういうくだりが2箇所ほど出てくるんです。次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯するんだということで、償還期間というのは多分ここに書いてあると、実際に国債を償還する期間、例えば10年なら10年という期間で、全部増税措置を講じてしまうんだというようにも多分結び付くような気がするんですけども、例えば災害復旧のために出している予算というのは、一般的に言えば建設国債の対象経費になって、60年償還ルールでやってきているのが今までの考え方です。

今回の復旧・復興についても、物によっては非常に短期間しか効果が生じないものがあるかもしれないけれども、物によっては50年、60年と効果があるということは、後世の人たちにも便益があるものとして位置づけられると思うんですが、ここで今を生きる世代全体で連帯して負担を分かち合うということを言っている意味というのが、そういう国債の償還期間というものについて、どういう影響を与えようとしているのかについて教えていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

平野大臣、どうぞ。

○平野東日本大震災復興対策担当大臣

まさに償還期間については次の世代に先送りをしないという、ここの文言どおりで

ありまして、おっしゃるように災害復旧については、ハードの部分については現在では建設国債を出して、その建設国債の償還については60年ルールで償還するという形になっております。

ただ、もう一つここで言っているのは国債のマーケットのことも言っておりまして、建設国債であろうが赤字国債であろうが、マーケットでは国債だという扱いを受けていますので、できるだけそのマーケットにも影響を与えないという意味において、償還の道筋をはっきりして、今度は復興債という国債を出すわけですけれども、その復興債については別経理をするという考え方に立っているということでもあります。

○五十嵐財務副大臣

東副大臣、どうぞ。

○東内閣府副大臣

今後の進め方にも関わるんですが、すぐ出なければいけないので1点だけ御質問させていただきたいんですけども、これをやってGDPはどれだけ大きくなるんですか。財政規律の側面は皆さん言われているんですが、私はいつも言っているんですけども、債務とGDP比、GDPが大きくならない限り、債務というのはいつまで経ったとしても膨らんでいってしまうわけです。だからここで言っている復興会議において基本方針に対しては決まってしまったことですから、私はいろいろ異論があるんですけども、それはそれとして、ただ、ここでGDPはどれだけ大きくなると見ているのか。それが縮小すれば更に債務というのは大きくなっていくわけですから、一方において後世の世代に負担をかけないと言いつつ、ブレーキの話ばかりしているのではないか。

先ほど戦略担当大臣からお話された経済成長、経済論というものが、この中に全く盛り込まれていないのではないか。これは五十嵐副大臣にも申し上げたいと思うんですが、今後の議論の進め方で、ただ単に復興債をこれだけ出すから、その財源をどうするかということのみならず、基本的にGDPを膨らませない限り、後世の世代に対してどういう顔向けができるのか。そういう視点もあるということをおし上げておきたいと思うんですが、まず私の質問に対して答えていただければと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○与謝野内閣府特命担当大臣

今、経済成長率との関係を内閣府でやっております。次回には間に合わせるようにいたしますが、民間のシンクタンク、あるいは日本銀行等々は、大体今年の経済成長率は0.4とか0.3とか0.5と言っておりますけれども、来年の経済成長率は2.9というのが日本銀行、民間の共通した数字でございます。内閣府も近々試算をしてみますが、ほぼ同じような数字が出てくると思います。来年は復興需要が経済には大変効いて、GDPは伸びると。少なくとも来年については、そういうことは言えると思っております。



○五十嵐財務副大臣

償還期間も含めて、言わば諮問をされた形になっておりますので、今後とも先ほど玄葉大臣が言われたように、議論をこの場で行うことになるかと思えます。ただ、私の私見でございますけれども、ここまで国債の残高が膨れ上がると、国債にむしろそのマネーが吸収されることによって、市場で回るべきお金が少なくなる。本当に復興が経済に景気を、よい刺激を与えようとしているときに、むしろ国債の増嵩がその足を引っ張るという側面もあるということも含めて、両面あるかと思えますけれども、税による国民負担が大きくなることによるマイナスの影響と、それから、国債が多くなることによるマイナスの影響というものもあるかと思えますので、総合的に議論をする必要があると感じております。

○峰崎内閣官房参与

先ほどの経済財政担当大臣のお話と今のお話と関連で、要するに復興に伴って、復興が景気を上昇させるという側面がありますね。一般的な経済の循環がございますね。よく言われているのは、復興需要に対して、それで新たに国債を出して、経済がそのことによって伸びてくる。そうすると、復興特需という言い方をよくするんです。そういうものは一体、今回の 13 兆円で 3 兆円は別途つくるということになったときに、10 兆円の中にもそれはカウントをするのかしないのか。

そういう問題は当然、法人税の伸びとか消費税の伸びとか、そういったところが出てくると思うんですが、その辺りは余り自然増というか、復興需要の復興特需による伸びは今回はもう考えないとされるのか。それとも、それは十分 10 兆円の中の一つに加えると考えるのか。その辺りはどういうふうに考えていますか。

○与謝野内閣府特命担当大臣

別に切り分けて考えないと話が複雑になり過ぎて、答えが出てこないということはあると思えます。ただ、景気が悪くなってから税をいじるということは大変難しいことなので、やはり来年は通常より GDP の伸びが大きいわけですから、国民に御負担をいただく上でも、条件はそれほど悪くないという考え方です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、今日はキックオフでございますので、また後ほど御議論をいただき、タイムアウトということで、次に移らせていただきたいと思います。

次に同じく先月 29 日に閣議決定されました B 型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針及びそれに関連する厚生労働省の税制要望について説明を聴取いたしたいと思えます。冒頭、小宮山副大臣より御挨拶をお願いいたします。

○小宮山厚生労働副大臣

B 型肝炎訴訟につきましては、与党民主党、国民新党の了承を得た上で、7 月 29 日に B 型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針が閣議決定されました。被害者

の方々の救済を万全なものとするために、給付金の財源を確保することが不可欠です。そのため、閣議決定では当面5年間で必要な費用1.1兆円のうち、国民全体で広く分かち合う観点から、税制上の措置により0.7兆円を確保することとされています。震災復興のためにも多額の財源の確保が必要とされる大変厳しい時期であることは十分承知をしていますが、この件につきましても早急に御検討をいただきますよう要望をいたします。

要望の詳細については、事務方から説明いたします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、今の副大臣の御挨拶に沿いまして、厚生労働省の二川総括審議官より説明をお願いいたします。

○二川厚労省総括審議官

厚生労働省総括審議官の二川でございます。

資料に沿いまして、B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針と、それに関連します税制措置要望につきまして、資料に沿いまして御説明申し上げます。

1ページ、B型肝炎訴訟の経緯でございますけれども、平成元年に5名の患者の方が集団予防接種における注射器連続使用によって、B型肝炎ウイルスに感染したとして、国を提訴されました。平成18年に最高裁の判決によって、国の損害賠償責任が認められたということでございます。

これを受けまして、平成20年には先行訴訟の原告と同様の状況にある患者の方700名余りが国を提訴中でございます。

平成22年、昨年に札幌地裁におきまして、和解協議が始まりまして、今年1月、4月に札幌地裁から和解の考え方の所見が示されまして、これを原告、政府側双方とも受け入れたということでございます。

それにつきまして、平成23年6月28日に、基本合意書が取り交わされたということでございます。それと併せて、既に提訴されている原告の方々だけでなく、今後提訴される可能性のある対象者の方を含めた全体解決を行うということを政府として表明を同日にしております。それに基づきまして、具体的な全体解決の枠組みを検討してまいりまして、先般7月29日に閣議決定がされたといった経緯でございます。

2ページ、B型肝炎訴訟の基本合意の概要でございます。これにつきましては、集団予防接種を受けたことについての証明方法とか、そういったことについて合意をしております。症状に応じました和解金額、肝がんの場合とか肝硬変の場合とか、そういったことにつきましての和解金額が合意をされてございます。

3ページ、そういった基本合意に基づきまして、給付を推計いたしますと、平成20年の患者調査あるいは献血の際の感染者割合等に基づき推計した資料でございますけれども、今後25年間にわたりまして、最大約3.2兆円といった費用が推計されてござ

いますが、当面5年間におきましては1.1兆円程度が必要かと推計をしております。

4ページ、先般7月29日に閣議決定された基本方針でございます。

具体の枠組みにつきましては、5ページの別添でございます。この基本スキーム、枠組み、骨子でございますけれども、これは薬害C型肝炎訴訟と同様のスキームでございます。基本は対象者の方につきましては、昭和23年～63年までの集団予防接種によって感染された方といったことでございます。対象者は裁判所が認定をするというスキームでございます。給付金等につきましては、先ほどの和解協議で基本合意をした内容となっております。

「4.財源」につきましては、当面5年間につきまして1.1兆円が必要ということでございますけれども、このうち無症候性キャリア、B型肝炎ウイルスに感染はしているけれども、症状は発症していない方につきましては、まだ自覚のない方々もいらっしゃるという事情を踏まえまして、まず既に発症されていて、早急に財源を手当てする必要がある方々についての0.8兆円といった部分につきまして、早期の財源措置が必要であるということでございます。残りの0.3兆円につきましては、執行状況を踏まえつつ、今後対応を検討するという内容になってございます。

また、その0.8兆円の部分につきまして、本件につきましてはその原因である集団予防接種が感染症から国民の生命、身体を守り、国民全体に広く利益をもたらした一方で、それにより少なからず被害を受けた方々がおられるといったことを踏まえまして、その損害の補てんにつきましては、国民全体で広く分かち合いという観点から、そういうことが必要だろうということで、税制上の措置による財源確保が閣議決定されているということでございます。

その際、新たな国民負担を極力抑制するという観点から、厚生労働省におきまして、基金の剰余金を返納するとか、あるいは遊休資産の売却とか、そういったことによりまして、臨時的な財源を確保しまして、0.1兆円を確保いたしまして、残りの0.7兆円につきまして、税制上の措置をお願いしたいというところでございます。

被害者の救済を万全なものとするため、財源を含めたB型肝炎の全体の枠組みについて、速やかに具体化を図る必要がありますので、是非とも御論議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等があれば、どうぞ御発言ください。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、厚生労働省からの税制要望も踏まえ、B型肝炎訴訟の解決に向けた枠組みの検討を進めてまいります。

次に今後の進め方について、御説明を私からいたします。本日御説明いただいた2つの案件、東日本大震災からの復旧・復興事業及びB型肝炎対策の財源確保について

は、具体的な税目、年度ごとの規模等を組み合わせた複数の選択肢について、限られた時間内に集中的に作業をしていく必要がございます。そのため、お手元の資料にもありますように、税調の下に復興・B型肝炎対策財源作業チームをつくり、複数の具体案を示すための作業を進めていきたいと思っております。

本作業チームにおいては、併せて平成 23 年度税制改正事項についても検討し、復旧・復興財源との関係の整理を行ってまいりたいと考えております。作業チームの設置趣旨やメンバーにつきましては、お手元の資料を御参照ください。本作業チームにおいて検討した複数の具体案については、税調本体会合の場にお示しした上で、東日本大震災復興対策本部に報告し、政府与党において改めて検討を行い、本部において決定することとしております。

また、この本部における決定に当たっては、平成 23 年度税制改正事項と併せて、与野党間の協議を呼びかけ、合意を目指すこととしております。つまり、選択肢の提案をこの税調本体会合でしていただくということになります。決定は本部会議に委ねる。最初から選択肢を示してくださいという御注文になっております。なお、作業チームの作業の状況については、皆様にも適時に御報告し、御意見を伺いながら検討を進めてまいりますので、最後に御報告するだけという形にはなりません。途中で御報告をさせていただき、検討をしていただきたいと思います。

以上、今後の進め方について、何か御意見があれば、どうぞ御発言ください。

平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

今の紙を見ると、真ん中に「参考」というのが書いてあって、そこに手順が書いてあるんですけども、与党がどこで、どのような関与の仕方をするのかという点について言うと、今、五十嵐さんが説明された限りでいけば与党は登場しなかったんですが、あくまでも復興対策本部に報告した後に、その与党というものが政府・与党において改めて検討を行うというところで登場してくるというふうに書いてあるんですけども、そういう理解でいいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

先ほど玄葉大臣がおっしゃられましたように、財源対策チームがもう立ち上がって、鋭意、大変なスピードで検討作業を進められております。そこでどのぐらいの財源が出てくるかというのは逐次御連絡をいただき、また、与党の PT からもオブザーバーとして本会合にもおいでいただいておりますし、キャッチボールをしながらの議論になると思います。

あくまでも、3兆円と10兆円というのは仮置きでございます。また、2.5兆円の、先ほど小宮山副大臣が御指摘いただいた件についても、もしここで含めてやってくださいということになれば、やることとなりますので、そういう意味でも与党あるいは与野党の協議も反映をされてくる場面があると考えております。

峰崎先生、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

全体がよくわからないので、最初に確認しておいた方がいいと思うんですが、この対象とする税というのは基幹税とだけ書いてあるんですけども、これは国の基幹税、地方の基幹税問わず対象とするということでもいいのか、どうなのか。これが1点目です。

もう一点は、この復興財源の問題についていろいろと議論されている中で、基幹税ではないんですけども、例えばたばこ税などがよく上がってきたりするわけです。それで、これは2年前にたばこの税金を上げたときもそうなんですけど、実はもともと、こういうものを財源として位置づけたことは、前回はないんです。ですから、ある意味では民主党の税制改革、今日は国民新党もおられるので民主党だけの見解ではないんですが、過去、我々はそういう個別物品税のことにに関して言うと、やはり消費税を基本としながら、それ以上に個別物品税をかけるときは、グッド減税で、バッド課税。この原則をきちんと踏まえた上で、この復旧・復興のための財源もきちんと、その理念を外さないようにしていただきたい。これは1つ、大きいポイントとして、私の意見ですけども、申し上げておきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

特に基幹税に限るという認識ではございません。幅広く検討するということだと思います。

○峰崎内閣官房参与

基幹税以外ということではなくて、国も基幹税があるし、地方も固定資産税とか住民税とかの基幹税がありますね。そういう対象の範囲は、国の基幹税に限っているわけですか、それとも、これは国・地方も入っているんですかという意味なんです。

○五十嵐財務副大臣

それでは、尾立政務官どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

また総務の方でフォローがあれば、お願いします。

基本的な考え方といたしましては、一日も早い本格的な復興のための財源をしっかりと手当てしなければいけないということ、これは国及び地方が連携して、ともに全力を挙げることが必要かと思っております。そういう意味で、地方税につきましても前広に、最初から排除するのではなく、国・地方併せてということになるかと思えます。

○五十嵐財務副大臣

逢坂政務官、どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

議論としては、地方税もあり得るとは否定はされないだろうとは思いますが、地方税の特徴からして、地方税を仮に何らかの形で増額するとすれば、被災地以外でも収入が上がるわけです。そういう性質を持っているわけですから、果たして、そういうものを復興の財源としてどう充てていくのかというのは技術的にも難しいところも出てくるのかなという気もします。幾つか難しい論点もあるかなとは認識しております。

○五十嵐財務副大臣

つまり、かなり専門的な議論に入っていきますので、それで作業チームをつくらせていただきたいということになるんだと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、最後に国民新党・新党日本からの御提案を伺いたいと思います。亀井政調会長、よろしくお願いいたします。

○亀井国民新党政調会長

今日は、税調でお時間をいただきまして、ありがとうございます。

資料を2つ提出させていただいております。1つは「無利子非課税復興国債について」というもの。そして「参考資料」として、試算のベースとなった数字について付けております。

初めに、先ほど御説明いただいた、東日本大震災復興対策本部事務局の資料の6ページを御覧いただきたいんですけども、④のところ、国債の発行の仕方についての記述がございます。「一時的なつなぎとして発行する復興債については、その発行のあり方について十分検討するとともに」とあり、ここに無利子非課税国債の意味が込められております。

国民新党・新党日本は、ずっと無利子非課税国債を訴えてまいりまして、今のところ、税外収入が3兆円ということですけども、3兆円に限らず、出てくればくるほどいいわけですから、今からこの新しい国債の発行の仕方について御説明申し上げたいと思います。

この国民新党の資料ですけども、1枚おめくりいただきまして、無利子非課税復興国債発行の意義ですが、財源として考えておりますのは、タンス預金のようなもの、ペイオフ1,000万円というのがありますので、タンス預金がかなりあるであろう。それから、今、やはりデフレで、景気も悪いので、増税によらない財源として考えたい。

そして、国債を発行するときに、やはり利払いが一番負担になるわけですから、このところをなくすだけで大分軽くなるという発想でございます。

資料の②ですけども、タンス預金は大体44兆円ほどあると試算しております。

また、高齢者から消費世代への所得の移転が望まれるわけですけども、70歳以上の保有金融資産が369兆円と見ております。

また、特例民法法人保有財産が62兆円。この辺りの資金が動けばと考えております。

次のページをおめくりください。先ほど、景気とか GDP に関する御発言がありましたけれども、やはり GDP を膨らませる政策を考えないと、どうしても債務というのは膨らんでいきますので、まずは GDP をどうやって膨らますかという視点で私たちは考えております。平成 2 年からの税収の動き方を見ておりました、やはり税収が減っているというのが一番厳しい財政の原因でありますので、この図を付けさせていただきます。

次に、資料の④を御覧ください。無利子非課税国債を出すと言いますと、いつも財務省からいろいろと指摘をされます。それは、まず第 1 に富裕層、金持ち優遇ではないか、そして、相続税が減るのではないかということと言われるのですが、まず、財源はやはり税か国債しかないわけですし、今、景気の悪いときに税をかけて、給与が増えない人から取ってくるよりは、やはりお金を持っている方から借りるという方が負担が少ないし、国民の理解も得やすいだろうと考えております。また、この税のかけ方は、後ほど図で御説明いたしますけれども、その相続税の対象額の半分を非課税とするということで考えております。

マネー・ロンダリング対策との関係は、今回の国債発行の規模、まだきちんとは決めておりませんが、それほどマネー・ロンダリング等に影響を与えるほどの規模にはならないと考えております。

また、3 番目の四角ですけれども、市場・経済への影響、また、特殊な国債を発行するという点に関して財務省はかなり抵抗があるようなのですが、財務省の言い分というのは、今、国債が安定的に償還されているのに、このような特別な国債を出したときに、国際的なマーケットに対して日本は大変だというようなメッセージを送ることにならないと言われるのですが、こういう震災がありましたから、そういう意味では非常時なわけですし、今、まさに発行するチャンスであろうと考えております。

次のページ、⑤を御覧ください。これも財務省の指摘に対しまして反論いたしておりました、相続税が減ってしまうという部分については、経済効果、景気拡大でカバーするというので、後に試算を付けております。

それでは、⑥ですが、仕組みについてですけれども、この図にありますとおり、70 歳以上の者の金融資産をここに書いておりました、これが 30~40 歳代へ資産を移転するときに、この課税対象資産の半分を、無利子国債を購入すれば、残りの半分は非課税にするという方法を考えております。そして 10 年経ったときに、この国債を購入した分は償還されますから、お金が戻ってまいります。これに対しては課税をするというふうに考えております。

その次のページを御覧ください。⑦でございます。これは現行制度による相続税収と、それから、今回御提案申し上げている無利子非課税国債を導入した場合の税収の計算をいたしました。現行制度によると、例えば金融資産が 40 兆円あった場合に、相続税収が 3.3 兆円になります。それに対しまして、20 兆円と 20 兆円で分けて、20 兆

円分を国債、あとの 20 兆円は非課税として、10 年経ったときに 5.3 兆円と見積もっておりまして、経済効果などが入りますので、差額が 1.9 兆円。つまり、こちらの無利子国債を導入した場合の方が長期的に見たときに税収効果があると計算をいたしました。

この試算のベースは、先ほど申し上げました参考資料の方を御覧ください。⑧でございます。これは現行の生前贈与に係る税制措置と国民新党案の比較をしております。現行の税制措置も 2 種類ございますので、列記いたしました。

最後のページ、⑨でございます。GDP との関係で、これも書かせていただきました。

私たちは、やはり、今、増税をした場合には景気は落ち込むであろうと考えておりまして、「GDP 2%押し下げ」と書いております。それに対して、とにかく市場にお金が出て回る、投資・復興に回ることが大事ですから、GDP を 1.7%程度押し上げるであろうという計算をいたしました。今日は時間がないので、詳しいことについては、この参考資料の試算ベースを御覧いただければと思います。

以上、国民新党からの提言でございます。よろしく御検討をお願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

ただいまの御提案につきましては、今後、必要に応じ、税調の場でも議論をしてまいりたいと思います。

どうしてもという方があれば、お願いいたします。

平岡さん、どうぞ。

○平岡総務副大臣

今、答えてもらう必要はないんですけれども、ざっと説明を受けたところで、疑問点だけ言っておきますので、また次の機会にでもちゃんと教えてもらえたらと思うんです。

国債というのは、発行だけではなくて、流通というのがどうなるのかということも考えなければいけないんですけれども、この国債の場合は、流通というのはどう考えているのか。つまり、相続税が減免されるような人がずっと持ち続けているということをお前提とするのであって、その人から別の人に売買されるというようなことは考えないという国債なのかという、その流通の面をどう考えているのかがよくわからなかったということです。

もう一つは、贈与された現金を贈与後 3 年以内に消費するものとして書いてあるんですけれども、そのときの消費の用途です。例えば生活費に充ててもいいのかということになると、ただ単に使うお金がこちらからこちらへ変わるだけで、消費増の効果というのはほとんど考えられない、あり得ないということもあるだろうし、更に資産を取得するような指標も考えているのか。つまり、例えば土地とか建物を買うとか、株を買うとか、そういうようなものも消費するという概念の中に入っているのか、入



っていないのか、その辺もはっきりしていないので、教えてほしい。

ついでに、⑦の経済効果でカバーというところの下の方なんですけれども、政府支出が増加することにより税収増分が 1.8 兆円というのは、これは政府支出は何も無利子国債で得られたお金を使うだけではなくて、税金で得られたものであろうが、利子付きの国債で得られたものであろうが、政府支出が増加することには変わらないので、これをここに持ってくるというのはやはりミスリーディングではないかと思えます。

その下のところの 1.3 兆円も、先ほど言ったような消費というのがどこまでのことを考えておられるのかによって、ただ単に生活費に使われるお金に回るだけであれば、消費が増加する効果はほとんど考えられないので、ここによる税収増分というのをカウントするのもおかしいのではないか。

こういうふうに思うんですけれども、これはまた機会があれば議論させてもらったらと思えます。

○五十嵐財務副大臣

すみません、それはまた後日でお願いいたしたいと思えます。

後の日程が詰まっておられる方もおられますので、この辺にさせていただきたいと思えます。

それでは、本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。

次回の日程については、追って事務的に御連絡を申し上げます。

なお、記者会見は通例どおり、間もなくこの場所で行います。会見に参加されない方は、速やかに御退室をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性あることをご承知おきください。